

社会福祉法人 秋田県身体障害者福祉協会  
平成28年度 事業計画

## I 基本方針

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現は、私たちの切なる願いである。これまで、国や県の長期計画等に基づいて各種の施策が推進され、障害者福祉の向上が図られており、障害者に対する県民の理解と認識も次第に高まってきた。

しかし、歯止めのかからない少子高齢化や過疎化の影響などにより、地域では障害者同志や障害者を支える周囲の連帯、相互扶助の精神が低下するなど、障害者を取り巻く環境は厳しさを増している。

こうした中、障害者差別解消法が基本方針の策定を経て平成28年4月から施行されることに伴い、差別解消に向けた具体的な取組みの実施が期待される。しかしながら、まだまだ障害者を取り巻く多様な問題の解消や支援制度の一層の充実を求めていかなければならない。

当協会は、障害者の権利の実現と尊厳の推進のため、こうした諸課題の解決に向けて、更なる組織強化と地域活動への積極的な参画を図るとともに、精力的に事業を展開するものである。

### ( 事業推進の重点目標 )

- 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの利用者に対し、日常生活の介護や就労のための支援を行い、自立と社会参加を促進する。
- 2 障害者の自立更生の環境づくりに努めるとともに、社会参加の促進を図る。
- 3 市町村身体障害者協会の組織強化と活動の活性化を図り、地域福祉の推進に貢献する。
- 4 サービス管理責任者等の人材養成事業を推進し、障害者福祉の充実に寄与する。
- 5 身体障害者、知的障害者及び精神障害者を統合した事業の推進を図る。
- 6 社会福祉法改正後は、法改正の趣旨を充分理解しながら、社会福祉法人としての更なる責任と地域の福祉課題に取り組む。

## II 運営計画

本法人の運営のため、次の会議を開催する。

- 1 正副会長会議（年7回）
- 2 評議員会（年3回）
- 3 理事会（年5回）
- 4 監事会（年1回）

## III 事業計画

### 1 障害者支援施設秋田ワークセンターの運営・管理

「障害者の尊厳と社会参加」を基本理念に、「個人の尊厳に基づく自立支援」の確立と、障害者自らが創る「自由でいきいきとした生活空間の創造」実現に向けて、利用者の立場に沿った充実した個別支援計画に基づく、障害福祉サービスの提供を行う。

（詳細は6頁以降に記載）

### 2 秋田ワークセンター相談支援事業所の運営・管理

利用者がより豊かで満ち足りた人生が送れるように、利用者の要望やその有する能力及び適性に応じ、また、利用者の心身の状況や置かれている環境等に配慮して、充実した障害福祉サービスを受けられるように、きめ細やかな相談支援の提供を行う。

（詳細は14頁以降に記載）

### 3 社会参加の促進及び地域福祉の充実を図る事業

(1) 市町村身体障害者協会長・事務担当者等会議の開催（6月、県内3地区）

(2) 会報「身障秋田」の発行

全会員等に、事業計画や予算・決算等の情報提供を行う。（年2回）

(3) その他の事業

①身体障害者ジパング倶楽部に関する事務

②秋田県障害者スポーツ協会への協力

### 4 受託等事業の実施

(1) 障害者県地域生活支援事業

①必須事業

ア 手話通訳者派遣事業

コミュニケーションの円滑化を支援するため、聴覚に障害のある方々等の申し出により手話通訳者を派遣する。

イ 要約筆記者（奉仕員）派遣事業

派遣依頼により、中途失聴者や難聴者と障害を持たない者との意思伝達の仲介機能を果たすことにより、障害者の社会参加促進を図る。

②日常生活支援事業

ア オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具を装着している方々に、装具の使用等について正しい知識を付与するとともに、社会生活に必要な基本的事項について相談に応ずることにより、社会復帰を推進する。  
(県内7か所で開催)

イ 音声機能障害者発声訓練、発声訓練指導者養成事業

喉頭を摘出し、音声機能を喪失した方々に、発声訓練を行うとともに、発声訓練に携わる指導者を養成する。

(県内3か所で週1回実施、指導者講習会への派遣)

ウ 聴覚障害者・児日常生活支援事業

コミュニケーションの手段に著しい障害を有する方々に、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。

(聴覚障害者対象：県北・中央・県南各地区2回 / 聴覚障害児対象：中央地区1回開催)

エ 車いす生活者社会生活行動訓練事業

車いす生活者で外出することが困難な方々や外出する機会が得られない方々に、その場を設け、併せて車いす操作等の訓練、指導を行うことにより、車いす生活者の社会参加を促進する。  
(県北・中央・県南各地区1回開催)

オ 筋ジス者機能訓練事業

筋ジストロフィー症の方々に、社会生活上必要な知識の習得や意見、情報等の交換の場を設ける。  
(年1回開催)

③社会参加支援事業

ア 手話通訳者設置事業

本協会内に手話通訳者を設置し、聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑にする。

イ 字幕入りビデオカセットライブラリー事業

テレビ番組、映画等に字幕、手話を挿入したビデオカセットライブラリーの貸し出しを行うことにより、聴力に障害のある方々の知識、教養の向上を図る。

(ビデオライブラリーを県心身障害者総合福祉センター図書室に設置)

ウ 秋田県障害者社会参加推進センター運営事業

障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らせる社会づくりに向けて、諸種の社会参加促進施策を実施し、地域における自立生活と社会参加を推進する。

- ・推進協議会の開催
- ・「秋田県障害者社会参加推進センター」ホームページの運営
- ・「障害者110番」の設置・運営

障害者の権利擁護にかかる相談等に対応するため、相談窓口を常設し、内容に応じて弁護士等による相談チームを編成し専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼し、障害者が抱える問題を解決し、障害者の福祉の増進を図る。

(月曜日から金曜日の9時から16時まで、時間外は留守電・FAX対応  
偶数月第3火曜日の13時から15時まで弁護士相談)

・秋田県心身障害者総合福祉センター図書室の運営 (情報サービス提供事業)  
書籍や各種団体機関紙、インターネット等により各種情報の提供を行う。

(月・水・木・金曜日の10時から15時まで)

エ 車いす使用者のためのレクリエーション開催事業

車いす常用者の体力増強、交流、余暇利用等に資することを目的に、各種のレクリエーション活動を行う。 (3事業実施)

オ 軽スポーツレクリエーション開催事業

障害を持つ方々の社会参加、健康維持増進及び障害者の連携の和を広げ、低迷化しつつある障害者の地域活動の活性化に資する。

(10月1日<土>、秋田市、卓球バレー・フライングデスク)

カ 指定居宅介護事業者情報提供事業

重度身体障害者が都道府県や指定都市間を移動する場合に、目的地で必要となるガイドヘルパーを確保できるよう、指定居宅介護事業所に関する情報を提供し、移動支援の充実を図る。 (秋田県ガイドセンターの常設)

キ 身体障害者更生相談事業

身体障害者更生相談員を設置し、各種相談に応じ、適切な指導や助言を行うことにより、身体障害者福祉の増進を図る。 (相談窓口の常設)

ク 身体障害者福祉活動推進事業

身体障害者のための地域生活支援事業等を企画、推進する福祉活動推進員を設置する。

ケ 秋田県身体障害者福祉大会開催事業

身体障害者及び関係者が一堂に会し、障害者福祉への県民意識の高揚を図るとともに、功労者の表彰を行うことにより、身体障害者福祉の向上と住みよい地域社会づくりに寄与することを目的に開催する。 (7月21日<木>、秋田県民会館)

コ 視覚障害者に関わる啓発・普及事業

視覚に障害のある方々への正しい知識、障害に対する理解を深めるため各種の事業を行う。 (3事業実施)

#### ④特別支援事業

ア 要約筆記者養成ステップアップ研修事業

手話取得の困難な中途失聴者や難聴者の意思伝達手段である要約筆記に携わる要約筆記奉仕員に対し、要約筆記者へのステップアップを目的に研修会を実施する。

(2) 第16回心いきいき芸術・文化祭開催事業

障害者が芸術・文化活動への参加を通して、障害者本人の生き甲斐や自身を創出し、障害者の自立と社会参加を促進するとともに、障害者に対する県民の理解と認識を深めることを目的として実施する。

(11月10日<木>～11日<金>、秋田市拠点センターアルヴェ)

(3) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）研修事業

障害者総合支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識や技能を有するサービス管理責任者等を養成する。

(1～2月、講義3日間・演習5分野各2日間、秋田市)

(4) 手話通訳者市町村派遣事業

聴覚に障害のある方々等（音声又は言語機能障害者を含む）のコミュニケーションの円滑化に資するため、市町村からの受託により手話通訳者を派遣する。

(5) 要約筆記者（奉仕員）市町村派遣事業

聴覚に障害のある方々等（音声又は言語機能障害者を含む）のコミュニケーションの円滑化に資するため、市町村からの受託により要約筆記奉仕員を派遣する。